

最高裁総一第270号

令和6年3月11日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長

民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を置く地方裁判所の
指定について（通知）

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則（令和6年最高裁判所規則第5号）による改正後の大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号）第3条第1項の規定により、民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を置く地方裁判所として下記の地方裁判所が指定され、令和6年4月1日から実施されます。

記

東京、横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、長野、新潟、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山、名古屋、津、岐阜、金沢、広島、山口、岡山、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎、那覇、仙台、福島、山形、盛岡、秋田、青森、札幌、旭川、釧路、高松、徳島、高知、松山